

検疫有害動植物、輸入検疫措置対象等の見直し案の概要

令和 6 年 2 月
消費・安全局植物防疫課

1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項において、植物は、輸出国政府が「検疫有害動植物」が付着していないことを検査により確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書が添付されたものでなければ輸入してはならないとされている。この「検疫有害動植物」については、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 3 条により規則別表 1 において指定している。
- (2) また、法第 6 条第 2 項においては、輸入に際して農林水産省令で定める基準に適合していることについての検査を輸出国で行う必要がある場合について規定されている。この検査の対象となる地域、植物及び基準については、規則第 5 条の 2 により規則別表 1 の 2（※）において指定している。
- (3) さらに、法第 7 条第 1 項第 1 号においては、「農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの」の輸入が禁止されており、当該地域及び植物については、規則第 9 条により規則別表 2 及び 2 の 2 において指定し、別表 2 においては、同表の付表において地域及び植物の組合せ毎に輸入禁止から除外する基準を告示により定め、別表 2 の 2 においては、同表に掲げる地域及び植物全てに適用可能な基準を同表において定め、当該基準に適合した植物を輸入禁止から除外している。
- (4) 検疫の対象から除外する検疫有害動植物（以下「非検疫有害動植物」という。）については、「植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物」（平成 23 年 3 月 7 日農林水産省告示第 542 号）において、規則別表 1 のまん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定する有害動植物から除く有害動植物を指定している。
- (5) (1) から (4) までの各種別表の定めについては、我が国の農業生産への影響が大きいと考えられる重要な有害動植物の我が国及び諸外国における発生状況、諸外国における当該有害動植物に係る輸入検疫措置の実施状況等の情報が新たに得られた都度、国際ルールとの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、有害動植物のリスク分析（以下「PRA」という。）を行い、必要に応じて規則及び関連する告示の見直しを実施しているところ。

2. 改正の主な内容

今般、諸外国における有害動植物に関する新たな情報に基づき実施した PRA の結果等を踏まえ、以下の改正を行う。

(1) 検疫有害動植物の見直し

検疫有害動植物（計 1,023 種から計 1,022 種へ）（規則別表 1）

- 1 種を国内に定着している等の理由により非検疫有害動植物に指定するため削除（Blueberry mosaic virus）。
- 1 種を再分類による学名の変更（*Guignardia citricarpa*→*Phyllosticta citricarpa*）。

非検疫有害動植物（計 523 種から計 542 種へ）（告示※ 1）

- 新たに 19 種を指定（*Alternaria radicina* 等）。
- 4 種の和名の変更（リリーウイルスエックス→ユリ×ウイルス等）

(2) 輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し

既存の検疫有害動植物 21 種について、対象植物又は対象地域の追加・削除、対象植物の範囲の見直し等の輸入検疫措置を変更（規則別表 1 の 2、別表 2 及び別表 2 の 2）。

〔関連する告示〕

※ 1 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物（平成 23 年 3 月 7 日農林水産省告示第 542 号）

3. 今後のスケジュール（案）

令和 6 年

2 月 植物防疫検討会開催

SPS 通報（コメント期間 60 日間）

3 月 パブリックコメント募集（コメント期間 30 日間）

6 月 改正規則及び告示の官報公示（公布の日の翌日に施行）

以上

検疫有害動植物、輸入検疫措置対象等の見直し案の解説資料

1. 植物防疫法施行規則別表1（第3条関係）

(1) 既存の検疫有害動植物の削除(1種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)		分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1		Blueberry mosaic virus (一般名: <i>Blueberry mosaic associated ophiovirus</i> (ブルーベ リーモザイク随伴ウイル ス))		ウイルス	葉はモットル又はモザイクとなる。ま た、果実の成熟が遅延し、品質が低 下する。	日本、トルコ、スロベニア、セ ルビア、ドイツ、ポーランド、北 米	ハイブッシュ・ブルーベリー等	・検疫有害動植物から削除

(2) 再分類による学名の修正(1種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)		分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1		<i>Guignardia citricarpa</i>		菌類	果実表面に褐色、黒色等の病斑を 形成し、商品価値の低下等を引き 起こす。	アジア、ロシア、アフリカ、北 中南米、大洋州	からたち、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、きんかん属植 物及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であ つて栽培の用に供し得るもの	・学名の変更: <i>Guignardia citricarpa</i> → <i>Phyllosticta citricarpa</i>

2. 植物防疫法施行規則別表1の2（第5条の2関係）

No.	項	有害動植物 学名(和名)		分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	10	<i>Fusarium oxysporum</i> f.sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちょう病菌)		菌類	葉が黄化、葉巻を起こし、萎ちょう・ 枯死を引き起こす。	アジア、欧州、アフリカ、北中 南米、大洋州	えんどうの種子であつて栽培の用に供するもの	・地域の追加: パキスタン、クロアチア、ポルトガル、エジプト及びコロ ンビア

3. 植物防疫法施行規則別表2（第9条関係）

(1) 既存の検疫有害動植物の対象地域・植物の追加(2種)

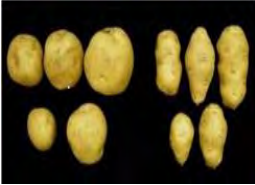
No.	項	有害動植物 学名(和名)		分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	14	<i>Mayetiola destructor</i> (ヘシアンバエ)		害虫(タマ バエ科)	加害を受けた幼植物は生長が阻害 され中心部の芽が黄化し、枯死す る。生育後期に加害を受けると穂が 発達しなくなるため、収量が低下す る。	イスラエル、シリア、トルコ、欧 州(キプロスを除く。)、チュニ ジア、モロッコ、アメリカ合衆 国、カナダ、ニュージーランド	おおむぎ属植物、こむぎ属植物及びらいむぎ属植物の茎葉 (つと、こもその他これらに準ずる加工品を含む。)並びにか もじくさ属植物の茎葉	・地域の追加: イラク、レバノン、キプロス及びアルジェリア ・植物の追加: らいこむぎ属植物
2	16	<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)		細菌	感染樹は火にあぶられたような症 状を示し、木全体が枯死すること もある。	大韓民国、中東、欧州、アフリ カ、北中南米、ニュージーラ ンド	なし属植物、りんご属植物等の生植物(種子を除き、生果 実、花及び花粉を含む。)	・地域の追加: 中華人民共和国

(2) 既存の検疫有害動植物の対象植物の見直し(6種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)		分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	2	<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)		害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内へ侵入し加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	アジア、アフリカ、大洋州等	かんきつ類、なし、さくら属植物、なす属植物、マンゴウ属植物等の生果実	・寄主範囲の見直し 「なし」を「なし属植物」とする。
2	3	<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)		害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内へ侵入し加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	オーストラリア(タスマニアを除く。)、ニューカレドニア、パプアニューギニア、フランス領ポリネシア	かんきつ類、なし、パパイヤ、りんご、なす属植物、ぶどう属植物、マンゴウ属植物等の生果実	・寄主範囲の見直し 「なし」を「なし属植物」とする。 「りんご」を「りんご属植物」とする。
3	5	<i>Cydia pomonella</i> (コドリंगा)		害虫(ハマキガ科)	幼虫が果実内へ侵入し加害することで、果実の品質・収量が低下する。	アジア、中東、欧州、アフリカ、北中南米、大洋州	あんず、さくらんぼ、すもも、なし、まるめろ、もも及びりんごの生果実並びにくるみの生果実及び核子	・寄主範囲の見直し 「なし」を「なし属植物」とする。 「りんご」を「りんご属植物」とする。 「くるみ」を「くるみ属植物」とする。
4	18	<i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)		害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内へ侵入し加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	中南米	なし、マンゴウ、ぶどう属植物、みかん属植物(ライム及びレモンを除く。)等の生果実	・寄主範囲の見直し 「なし」を「せいやなし」とする。
5	20	<i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)		害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内へ侵入し加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	中南米	なし、マンゴウ、もも、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、みかん属植物(ライム及びレモンを除く。)等の生果実	・寄主範囲の見直し 「なし」を「せいやなし」とする。
6	21	<i>Anastrepha obliqua</i> (ニシインドミバエ)		害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内へ侵入し加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	中南米	すもも、なし、びわ、マンゴウ、かき属植物、ばんじろう属植物、ふともも属植物、ユーゲニア属植物等の生果実	・寄主範囲の見直し 「なし」を「せいやなし」とする。
—	付表41	四十一 <u>イスラエル国</u> から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトライアンフ種のかきの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの					—	・地域の表記の修正： イスラエル国→イスラエル
—	付表88	八十八 アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すいしょうがき、すもも、ながきんかん、 <u>びわ</u> 、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、 <u>なし属植物</u> 、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物(ライム及びレモンを除く。)及びユーゲニア属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの					—	・植物の削除(びわ及びなし属植物)

4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)(12種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)		分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	1	<i>Bactericera cockerelli</i>		害虫(トガリキジミ科)	規則別表2の2第20項 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> のベクターであり、葉全体や果実を吸汁する。	北中南米、大洋州	アルファルファ、さつまいも、そらまめ、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、はつかだいこん、ひまわり、レタス、とうがらし属植物、なす属植物、ほおずき属植物等の生茎葉及び生果実	・地域の追加: コロンビア及びペルー
2	10	<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)		線虫	根内部に寄生し摂食することで寄主植物の生理機能、収量及び品質に影響を及ぼす。	欧州、大洋州	アスパラガス、おらんだいちご、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしょ、こまくさ属植物等の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	・地域の追加: インドネシア
3	13	<i>Meloidogyne enterolobii</i>		線虫	根内部に寄生して加害し、養水分吸収を妨げ、生長を阻害する。	アジア、欧州、アフリカ、北中南米	あさ、アラビアコーヒー、きゅうり、ささげ、さつまいも、しょうが、すいか、だいず、たばこ、てんさい、とうがらし、トマト、なす、なつめ、にんじん、ヒロセレウス属植物、やぶらん属植物等の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	・地域の追加: エジプト及びオーストラリア ・植物の削除(属に変更): みばしろう ・植物の追加: がじゆまる、きんぎよそう、しまつなそ、ソラムム・マクロカルポン、つるむらさき、ばれいしょ、へちま、ペリラ・フルテスケンス、めぼうき、ユーフォルビア・ティルカリ、ユーフォルビア・トリゴナ、ユーフォルビア・プロストラタ、ばしろう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
4	14	<i>Eutypa lata</i>		菌類	葉、枝、つるや樹木に感染し、樹内で長く生存する。葉の萎縮や枯れが発生し、枝枯れの基部にかいよう症状等が生じる。	アジア、中東、欧州、アフリカ、北中南米、大洋州	いちじく、かき、なし、びわ、さくら属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、りんご属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・地域の追加: オランダ及びチェコ ・宿主範囲の見直し: 「なし」を「せいようなし」とする。
5	15	<i>Guignardia citricarpa</i>		菌類	果実表面に褐色、黒色等の病斑を形成し、商品価値の低下等を引き起こす。	アジア、ロシア、アフリカ、北中南米、大洋州	からたち、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・地域の追加: アンゴラ及びベナン ・地域の削除: ニュージーランド ・学名の変更(再掲): <i>Guignardia citricarpa</i> → <i>Phyllosticta citricarpa</i>
6	16	<i>Phytophthora kernoviae</i>		菌類	地際部の幹にえそ及び樹脂の流出を生じる。枝枯れ、葉の壊死及び萎ちょうを生じ、急速に落葉することもある。	アイルランド、英国、チリ、ニュージーランド	せいようきづた、あせび属植物、こなら属植物、つつじ属植物、ぶな属植物、もくれん属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く。)及びこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	・植物の追加: モンテレーまつ及びひいらぎなんてん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く。)及びこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの

No.	項	有害動植物 学名(和名)		分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
7	23	<i>Xylella fastidiosa</i>		細菌	感染植物の道管内等で増殖し詰まらせることで、養水分の移動を妨げ、数年で枯死させることもある。	台湾、中東、欧州、北中南米	オリーブ属植物、さくら属植物、なし属植物、ぶどう属植物、みかん属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・地域の追加: ポルトガル ・植物の削除(属に変更): アンティリス・ヘルマニアエ、ウイテクス・ルケンス、たいさんぼく、ながばぎしぎし、ヒペリクム・ペルフォラツム、フィリレア・ラティフォーリア、フロミス・フルティコサ、へらおおばこ、やなぎばぐみ、ラムヌス・アラテルムス及びルタ・カレペンシス ・植物の追加: エリオケファルス・アフリカヌス、ガザニア・リゲンス、カロケファルス・ブラウニー、しろがねよし、だいこん、たちじやこうそう、ディットリキア・ウイスコサ、パルテニウム・ヒステロフォルス、むらさきはしどい、めぎ、レタマ、アンティリス属植物、おおきせわた属植物、おおばこ属植物、おとぎりそう属、ぎしぎし属植物、ぐみ属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、はまごう属植物、フィリレア属植物、ヘンルーダ属植物、まつむしそう属植物及びもくれん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの
8	24	<i>Potato spindle tuber viroid</i>		ウイロイド	茎葉にわい化、縮葉、上偏生長、葉脈及び茎部のえそ等を伴う症状を引き起こす。	アジア、中東、欧州、アフリカ、北中南米、大洋州	とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにいぬほおずき、せんなりほおずき、とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ、ペチュニア属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の追加: いぬほおずき及びせんなりほおずきの種子であつて栽培の用に供するもの
9	26	<i>Columnea latent viroid</i>		ウイロイド	葉の変形や壊死等を引き起こすとともに、果実の小玉化、植物体の枯死を引き起こし、収量が低下する。	イタリア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、マリ、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ	とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにとうがらし、トマト等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・地域の追加: タイ及びベトナム
10	30	<i>Pepper chat fruit viroid</i>		ウイロイド	トウガラシでは果実の大きさが小さくなり、トマトでは、植物体のわい化、葉に壊死斑、奇形、変色を生じる。	タイ、オランダ、カナダ	とうがらし及びトマトの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの	・地域の追加: ベトナム

11	36	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>		ウイルス	葉に黄化やモザイク症状、果実は奇形となり商品価値を低下させる。	全ての地域	とうがらし及びトマトの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの	・植物の削除(属に変更): とうがらしの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの ・植物の追加: いぬほおずきの種子であつて栽培の用に供するもの及びあおげいとう、いぬほおずき、ウェロニカ・シリアカ、かたばみ、しまつなそ、すべりひゆ、せいようたんぼぼ、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、はまふだんそう、ひめむかしよもぎ、マルウァ・パルウィフロラ、みなとあかざ及びとうがらし属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの
12	37	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>		ウイルス	モザイク症状、葉巻、葉脈の膨張、植物体の萎縮が引き起こされる。	アジア、中東、欧州、アフリカ	おくら、きゅうり、ささげ、すいか、だいず、トマト、なす、にほんかぼちや、にんじん、ばれいしょ、ペポかぼちや、メロン、とうがらし属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・地域の追加: 中華人民共和国及びマレーシア ・植物の追加: オキムム・キリマンドスカリクム、せんねんぼく、もみじひるがおの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの

5. 非検疫有害動植物

(1)非検疫有害動植物の指定(19種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	-	<i>Alternaria radicina</i> (ニンジン黒斑病菌)	菌類	根が黒変、軟化し、病勢が進むと内部の腐敗が起こる。また、本菌は種子を侵し、著しく発芽を害する。	汎世界的に発生(日本を含む。)	あめりかぼうふう、おらんだぜり、セロリー、にんじん	・新規追加
2	-	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>lycopersici</i> (トマト萎ちょう病菌)	菌類	下葉から萎ちょう・黄化が生じ、更に病勢が進むと、全葉で萎ちょう・黄化が生じ、最終的に枯死する。	汎世界的に発生(日本を含む。)	トマト	・新規追加
3	-	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>melonis</i> (メロン類つる割病菌)	菌類	葉の萎れや黄化、茎の褐色条斑が現れ、その後、株全体が萎ちょうし、枯死する。	汎世界的に発生(日本を含む。)	しろうり、まくわ、メロン	・新規追加
4	-	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>radicis-lycopersici</i> (トマト根腐萎ちょう病菌)	菌類	萎ちょうから全身の黄化、褐変枯死を引き起こす。	汎世界的に発生(日本を含む。)	トマト、なす等	・新規追加
5	-	<i>Fusarium solani</i> f. sp. <i>cucurbitae</i> (カボチャ立枯病菌)	菌類	地際部は褐変腐敗し、地上部は萎ちょうし、最終的に枯死する。病斑部には灰白色粉状の菌そうを生じる。	汎世界的に発生(日本を含む。)	きゅうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にがうり、にほんかぼちや、メロン等	・新規追加
6	-	<i>Apple chlorotic leaf spot virus</i> (リンゴクロロティックリーフスポットウイルス)	ウイルス	症状は多様で、感受性品種では、葉の退緑、生育阻害等の症状が現れ、最終的に枝枯れが発生する。	汎世界的に発生(日本を含む。)	アーモンド、てんさい、びわ、ヨーロッパななかまど、かりん属植物、さくら属植物、なし属植物、ぼけ属植物、りんご属植物等	・新規追加

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
7	-	<i>Apple stem grooving virus</i> (リンゴステムグルーピングウイルス)	ウイルス	全身感染すると主に斑点、奇形葉、接ぎ木部壊死等の症状を示す。	汎世界的に発生(日本を含む。)	あんず、うめ、キウイフルーツ、さくらんぼ、びわ、なし属植物、りんご属植物等	・新規追加
8	-	<i>Apple stem pitting virus</i> (リンゴステムピットティングウイルス)	ウイルス	リンゴでは潜在感染が多い。一部の台木の衰弱を起こす。ナシでは葉に葉脈黄化やえそ斑点を呈する。	アジア(インド、大韓民国、台湾、中華人民共和国、日本)、中東(トルコ、レバノン)、欧州(ギリシャ、チェコ、ドイツ、ラトビア)、エチオピア、ブラジル	くさぼけ、せいようさんざし、まるめろ、なし属植物、りんご属植物等	・新規追加
9	-	<i>Blueberry mosaic associated ophiovirus</i> (ブルーベリーモザイク随伴ウイルス) (別表1ではBlueberry mosaic virusと掲載)	ウイルス	葉はモットル又はモザイクとなる。また、果実の成熟が遅延し、品質が低下する。	日本、トルコ、スロベニア、セルビア、ドイツ、ポーランド、北米	ハイブッシュ・ブルーベリー等	・新規追加
10	-	<i>Blueberry red ringspot virus</i> (ブルーベリー赤色輪点ウイルス)	ウイルス	品種によっては、葉の表側に赤い輪点が現れる。果実では成熟期に円形の病斑が現れ、まだらに着色したように見える。	アジア(大韓民国、日本)、欧州(スロバキア、スロベニア、チェコ、ポーランド)、アメリカ合衆国	おおみのつるこけもも、ハイブッシュ・ブルーベリー等	・新規追加
11	-	<i>Cherry virus A</i> (チェリーAウイルス)	ウイルス	オウトウウイルス病等に感染した樹から検出されるほか、健全樹からも検出される場合もある。	アジア(インド、大韓民国、中華人民共和国、日本)、欧州(イタリア、英国、スペイン、セルビア、チェコ、ドイツ、フランス、ポーランド)、北米、オーストラリア	あんず、うめ、さくらんぼ、せいようすもも、にほんすもも等	・新規追加
12	-	<i>Grapevine leafroll-associated virus 1</i> (ブドウ葉巻随伴ウイルス1)	ウイルス	リーフロール病と呼ばれる葉巻症状を引き起こす。葉脈間の赤変を引き起こす場合がある。	汎世界的に発生(日本を含む。)	ぶどう属植物	・新規追加
13	-	<i>Grapevine leafroll-associated virus 3</i> (ブドウ葉巻随伴ウイルス3)	ウイルス	リーフロール病と呼ばれる葉巻症状を引き起こす。葉脈間の赤変を引き起こす場合がある。	汎世界的に発生(日本を含む。)	ぶどう属植物	・新規追加
14	-	<i>Grapevine virus A</i> (ブドウAウイルス)	ウイルス	全身感染し、一部に葉巻、枝の筋状のくぼみ、樹皮の肥厚、樹勢低下、発芽遅延等を生じる。	汎世界的に発生(日本を含む。)	ぶどう属植物	・新規追加
15	-	<i>Plum bark necrosis stem pitting-associated virus</i> (スモモ樹皮えそステムピットティング随伴ウイルス)	ウイルス	樹皮の壊死や枝の筋状のくぼみを生じる。幹や主枝は暗色の粘性物質をしん出する。	汎世界的に発生(日本を含む。)	さくら属植物	・新規追加
16	-	<i>Prunus necrotic ringspot virus</i> (プルヌスえそ輪点ウイルス)	ウイルス	葉の変色や局所的な壊死、花の斑入り、つぼみ及び芽の奇形を生じる。	汎世界的に発生(日本を含む。)	とうぐわ、ホップ、りんご、きいちご属植物、さくら属植物、ばら属植物	・新規追加

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
17	-	<i>Apple scar skin viroid</i> (リンゴさび果ウイロイド)	ウイロイド	果実にのみ症状を現す。品種により 症状が異なり、果面にさびや斑入りの 症状が現れる。	アジア(インド、中華人民共和 国、日本等)、中東(イラン、トル コ)、欧州(イタリア、英国、 フランス、ポーランド等)、北 米、アルゼンチン	くさぼけ、キドニア属植物、さくら属植物、なし属植物、ななか まど属植物、りんご属植物	・新規追加
18	-	<i>Citrus exocortis viroid</i> (カンキツエクソーティスウイロイド)	ウイロイド	カラタチ等台木部の樹皮に亀裂及 び剥皮を生ずる。その後、わい化 し、果実収量が低下し、枯死に至 る。	汎世界的に発生(日本を含 む。)	かぶ、そらまめ、トマト、なす、にんじん、ぶどう属植物、みか ん科植物等	・新規追加
19	-	<i>Pear blister canker viroid</i> (ナシブリストキャンカーウイロイド)	ウイロイド	セイヨウナシの一部の品種の枝に 粗皮を現す。その他の品種には感 染するが通常無症状である。	汎世界的に発生(日本を含 む。)	かりん、まるめろ、なし属植物、りんご属植物	・新規追加

(2)既存の非検疫有害動植物の和名の変更(4種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	見直しの概要
1	-	<i>Lily virus X</i> (リリーウイルスエックス)	ウイルス	「リリーウイルスエックス」を「ユリXウイルス」とする。
2	-	<i>Narcissus degeneration virus</i> (ナルキッススディジェネレーションウイルス)	ウイルス	「ナルキッススディジェネレーションウイルス」を「スイセン退緑ウイルス」とする。
3	-	<i>Narcissus late season yellows virus</i> (ナルキッススレイトシーズンイエロウズウイルス)	ウイルス	「ナルキッススレイトシーズンイエロウズウイルス」を「スイセン晩期黄化ウイルス」とする。
4	-	<i>Odontoglossum ringspot virus</i> (オドントグロッサムリングスポットウイルス)	ウイルス	「オドントグロッサムリングスポットウイルス」を「オドントグロッサム輪点ウイルス」とする。